

北見農業試験場施設等警備業務処理要領

この要領は、委託契約書第1条第1項に基づき、委託業務の実施に関して必要な事項を次のとおり定める。

第1 委託業務の実施については、施設設備等の善良な監視・管理、適正維持に配慮し、庁舎及び構内の巡視、庁舎付属建物並びに庁舎内外の保安・管理に努めなければならない。

第2 受託者が委託業務に従事する時間帯は次のとおりとする。

平 日	17:30から翌日8:45まで
休 日	8:45から翌日8:45まで

第3 受託者は、第2項に定める時間帯に、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 不法侵入・挙動不審者の取締
- 2 時間外の庁舎出入者の確認
- 3 外部からの電話等、連絡事項の取次ぎ
- 4 庁舎・温室ボイラー付属設備（重・灯油タンク及びチラー含む）の維持管理
 - (1) 委託者の担当職員から引継ぎされた状態を維持するよう管理するものとする。
 - (2) 休日及び夜間における本庁舎内は、凍結防止のため5℃以下にしないこと
 - (3) 冬期における休日等の翌朝は、庁舎内が冷えきっているため、8時30分頃までに各部屋が18℃程度になるよう制御盤の温水温度制御装置を操作するなどして、適正に温度管理するものとする。

5 庁舎内外等の巡視

- (1) 巡視は、別に示す経路で行い、巡視時刻はおおむね次のとおりとする。

なお、巡視の状況を記録するため、別紙の機材を無償で供与する。

平 日	18:00	21:00	23:00	7:00		
休 日	10:00	13:00	16:00	20:00	23:00	7:00

- (2) 巡視により次の事項について確認するとともに、異常があった場合は適正な措置を行うものとする。

- ア 可燃物の確認及び処理
- イ 水道及びプロパンガス等の元栓の開閉状態の確認及び処置
- ウ 不要箇所の消灯

- エ 施設等施設の確認
- オ 温水ボイラー及び温水循環ポンプ並びに周辺機器異常の有無の確認
- 6 その他 防災上必要と認めること

第4 非常時における処理方法は、次のとおりとする。

- 1 庁舎等に火災が発生したときは、すみやかに適切な措置を講ずるとともに、下記に通報すること

消 防 署 T E L 1 1 9
場 長 T E L (番号は別途通知する。)
総 務 課 長 T E L (番号は別途通知する。)

- 2 暴力的行為により庁舎が破壊されようとするとき、または破壊されたとき、不法侵入・挙動不審者を確認したとき並びに盗難が発生したときは、下記に通報するとともに現場の保全に最善をつくすこと

警 察 署 T E L 1 1 0
場 長 T E L (番号は別途通知する。)
総 務 課 長 T E L (番号は別途通知する。)

なお、庁舎近傍の非常災害の発生についても、同様の通報をすること

- 3 庁舎及び温室のボイラー等に異常が発生したときは、次により処理する

なお、非常時の連絡網は別途通知する

- (1) 長時間にわたり停電する場合は、北海道電力と連絡を取り、担当職員と協議し指示を受けること

また、復旧後は、速やかにボイラー等のスイッチを再起動させ、正常運転していることを確認するものとする。

- (2) ボイラー等故障の場合は、直ちに適切な措置を講じ、簡単に修理できないと判断したとき及び危険が予想されるときは、業務担当員と業務処理責任者で協議し対処するものとする。

- (3) ジェットヒーターなど使用しても指示された温度が維持できないなど、その他の異常については、状況に応じた措置を講じ、正常に戻らない場合は、業務担当員と業務処理責任者で協議し対処するものとする。

第5 受託者は、業務開始時に委託者より業務日誌を引継ぎ、業務結果を業務日誌に記録し、業務終了後、業務日誌を委託者に引渡し報告するものとする。

別紙

○ 無償供与機材（第3項の5の(1)関係）

機 材 名	供与数
巡回時計（AMANO PR-600）	1台